道路運送法第９条第４項及び同法施行規則第９条第２項にかかげる協議が調っていることの証明書

令和５年１月 30 日付大阪市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

１．協議が調っている路線又は営業区域

別紙のとおり

２．協議が調っている運行態様及び運送の区間

運 行 態 様：区域運行（道路運送法施行規則第 21 条）
運送の区間：別紙のとおり

３．協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃及び料金の種類			運賃及び料金の額
普通運賃	片道	大人	３００円
		小児	大人普通旅客運賃の半額
		幼児	同伴者１名につき２名まで無料 ３人目から大人普通旅客運賃の半額
運賃の割引（営業割引）	乗り放題パス		表―２　乗り放題パス旅客運賃表参照
	回数券		表―３　回数券旅客運賃表参照
決済手段	現金		降車時に支払い
	クレジットカード		降車時に支払い

旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

（ア） 旅客運賃の割引

① 乗り放題パス

・家族会員運賃は、乗り放題パスを購入した旅客が同居する家族（最大６名まで）

表―２　乗り放題パス旅客運賃表

期間	大人・小児	家族会員
30 日	5,000 円	５００円

② 回数券

・回数券は、旅客が期間内において利用回数内での利用可能

・回数券は、北区エリア及び福島区エリアの営業区域内の利用において共通で利用

表―３　回数券旅客運賃表

回　　数	大人・小児
8回	2,100 円
5回	1,400 円

４．運行時間帯及び時間帯別運行回数

７時から２２時まで

１台１時間あたり最大３便運行（１時間あたり最大 45 便）

５．使用する車両及び台数

ワンボックス車両《通常車両》（乗車定員（運転席除く）９名）　15 台（最大）

６．適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

運行期間：令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで

７．運行事業者

【参考】

・珊瑚タクシー株式会社（道路運送法　第 21 条申請予定運行事業者）
・さくら中央交通株式会社（道路運送法　第 21 条申請予定運行事業者）
・ユタカ中央交通株式会社（道路運送法　第 21 条申請予定運行事業者）
・日本タクシー株式会社（道路運送法　第 21 条申請予定運行事業者）
・狩野観光株式会社（道路運送法　第 21 条申請予定運行事業者）

令和５年１月 30 日
大阪市地域公共交通会議
会長　　内田　敬

営業エリア（北区エリア）

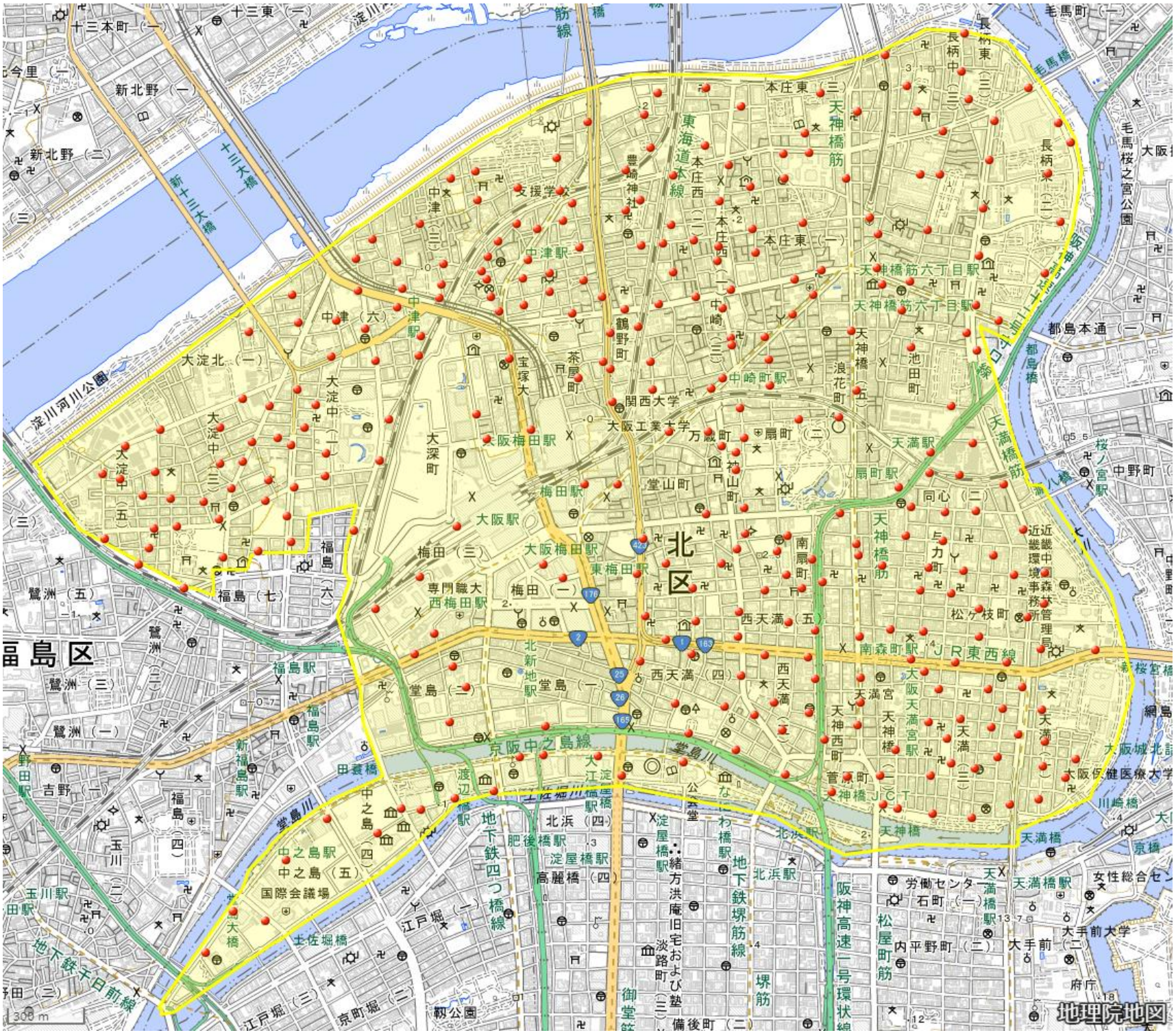

営業エリア

乗降場所

Community Mobility株式会社：mobi北区運行地図
出典：国土地理院ウェブサイト
（https://www.gsi.go.jp/top.html）

◆社会実験内容（案）

運行区域（北区エリア）

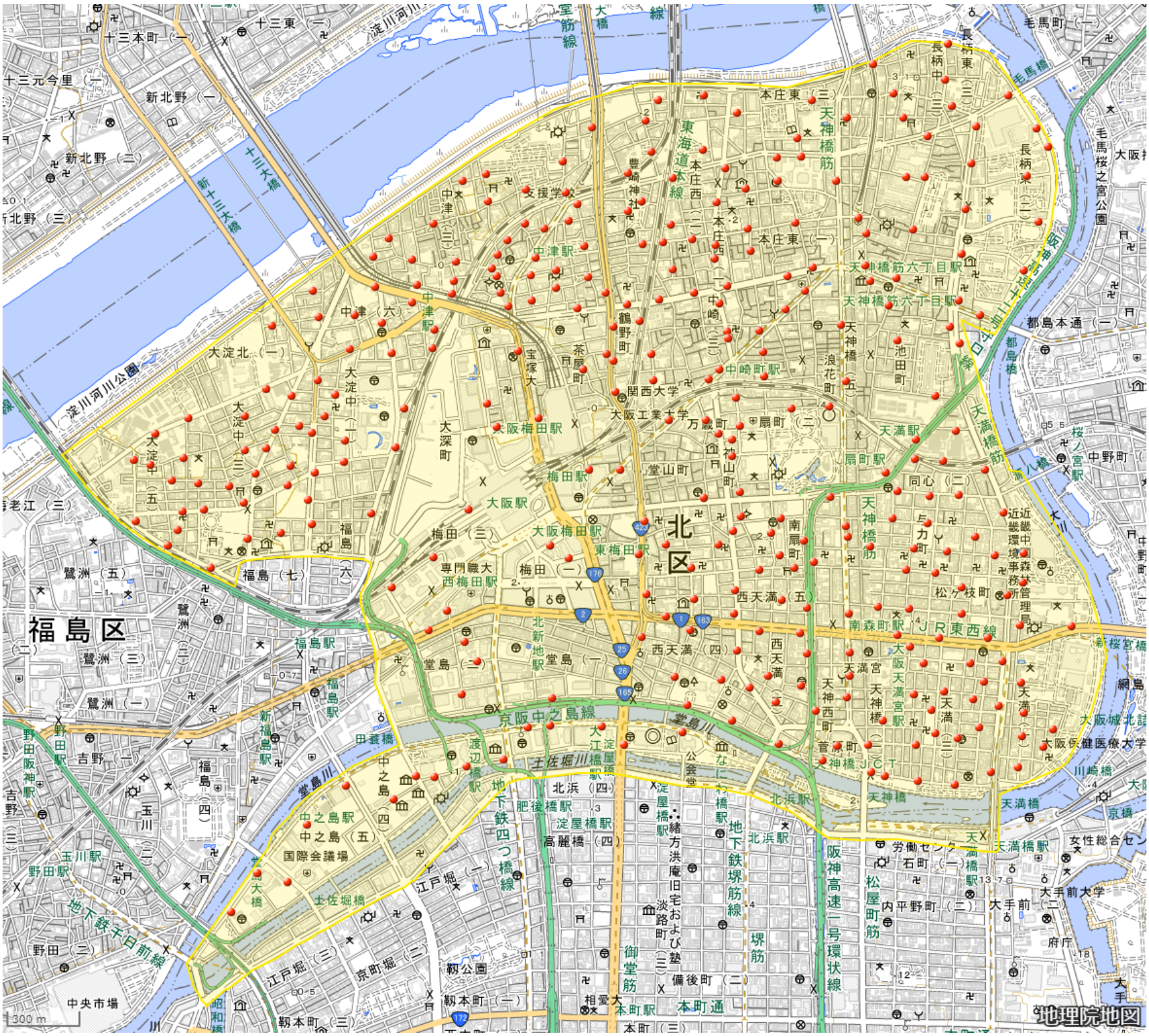

運行範囲

乗降場所

Community Mobility株式会社：mobi北区運行地図
出典：国土地理院ウェブサイト
（https://www.gsi.go.jp/top.html）